

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	多度津町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.tadotsu.kagawa.jp/itwinfo/i3390">http://www.town.tadotsu.kagawa.jp/itwinfo/i3390</a>

執行機関名 多度津町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和47年多度津町条例第20号)による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)別表第1第3の項 多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和47年多度津町条例第20号)による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和47年条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに</u> 生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u>	第1条 この条例は、 <u>乳幼児等</u> に対して医療費の一部をその保護者に助成することにより、 <u>乳幼児等が心身ともに健やかに</u> 育成されるとともに <u>児童福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例 多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則 乳幼児医療費支給事業具費補助金交付要綱